

地域再生計画

1 地域再生計画の名称

美里町「さらに光輝く、わたしたちの町」計画

2 地域再生計画の作成主体の名称

熊本県

熊本県下益城郡美里町

3 地域再生計画の区域

熊本県下益城郡美里町の全域

4 地域再生計画の目標

平成 16 年 11 月に中央町、砥用町の 2 町が合併した美里町は、熊本県のほぼ中央に位置しており、熊本市から南東へ約 30km、車で約 40 分程度の距離にある自然豊かな地域である。地勢は山地丘陵部が多く、総面積 144.03 平方キロメートルの約 4 分の 3 (107 k m²) を森林が占める典型的な中山間地域である。西部地域に一部平坦地がみられるが、概して宅地や農地は少なく東西に横切る国道 218 号に沿って点在している。本町の南部には九州中央山地国定公園や五木五家荘県立自然公園も含まれており、北東部は矢部周辺県立自然公園の一部に属している等、個性豊かな自然環境となっている。

このような中、第 1 期（平成 18 年～22 年に地域再生計画 美里町「小さくてもキラリと光る私たちのまち」計画）では主に国、県道などの幹線道路にアクセスする町道を整備し、農林業の振興（間伐実施面積の増加）、県内外からの観光客の増加、集落から拠点施設へのアクセス改善等、概ね目標が改善されている。今後は更に高齢化が進むことが予想され、高齢者が安心して暮らせる地域づくりが課題となっている。そこで、第 2 期では集落を結ぶ集落間道路の未整備地域の解消に努めることとする。併せて、医療施設、福祉施設や温泉施設との連携によるデイサービス等介護サービスの充実を図り、高齢者にやさしい更なる環境づくりを目指すこととする。

また、本町にとって、林業は、町の重要な基幹産業の一つである。しかし、年々担い手は減少し、高齢化や過疎化が進み、林業労働力不足に加え経営コストの増加による採算性の低下などの要因から林業活動は衰退している。このような中で、第 1 期では林道網の整備を図ることにより、全線完了した路線では木材の搬出、森林整備の面で多大な効果をもたらしている。しかし、森林の豊かな恵みを次の世代に引き継ぐためにも、基幹林道の整備や一般林道の整備を更に進める必要があり、林業の再活性化へ向けた森林施業の効率化や労働環境の改善等を図る。併せて森林整備を行なうことにより、水資源を確保し自然環境を保全する。

さらに、本町は恵まれた自然環境資源を始め、日本一の石段や 38 基の石橋など町内に存在する多くの名所・旧跡を有しているが、こうした観光資源へのアクセス網が十分でないため、関連する町道や林道の整備を進めながら、豊かな観光資源を生かした様々なイベントを開催し、観光客の増加を図る。

本計画は、福祉や基幹産業の振興及び観光の分野における各種の取組みと、それに伴う地域交通ネットワーク網の構築により、将来へ向けた町全体の活性化を目指すものである。

【目標】

町道・林道の整備による町内主要施設へのアクセスの改善及び林業の振興

- ◎林業の振興 間伐実施面積（現状 816ha 目標 H27 末 1,060ha<30%増加>）、皆伐後の未植栽地解消（現状 2ha 目標 H27 末 1ha<50%減少>）、有害獣対策広葉樹林化面積（目標 H27 末皆伐面積の 10%を針葉樹から広葉樹への植樹推進）
- ◎県内外からの観光客数（現状総入込客 671,823 人、目標 H27 末 806,000 人<20%増加>）
- ◎道路整備による拠点施設へのアクセス改善 集落から病院への 15 分以内世帯カバー率（現状 15 分以内世帯カバー率 129 世帯 目標 H27 末 135 世帯<5%向上>）
- ◎要支援、要介護者、受診者及び家族の満足度向上（福祉バスの停留所の改善、医療機関の送迎環境の改善）

5 目標を達成するために行う事業

（5-1）全体の概要

地域再生計画に掲げる各町道は、それぞれの地区住民の商店街、病院への交通や集落間の連絡道路及び学校への通学等に利用されているが、幅員が狭い箇所や舗装の痛んだ箇所が多く、通行に多大な支障をきたしている。このため、町道の改良・舗装等の道路整備を行い、住民の安全性を確保することはもとより、観光施設や林道などへのアクセスの利便性も向上する。併せて本町の振興策に、医療機関や福祉施設等と連携し、福祉バスを町全域で運行させ、高齢者にやさしい環境づくりに取り組むこととしている。

また、林道整備についても、林業の再活性化、森林整備の促進、市場への優良間伐材等の搬出時間の短縮が図られ、災害時の迂回路としても利用されることとなり、住民の防災対策として重要な役割を担うことになる。

観光分野においては、町が実施している各種イベント（みどりかわ湖どんと祭りやアタック・ザ・日本一等）への参加者及び観光客の安全な通行が確保され、より集客増を見込めるなど、町道や林道を一体的に整備することが最も重要である。

この他、本町の重要施策として少子化対策を掲げている。この計画で整備される当該道路と基幹道路のアクセス向上は、鉄道もなく地域公共交通の不便な本町にとって、若者が安心して子育てができる環境を提供できることとなる。町では、合併以来、若者を対象とした若者定住住宅団地の整備を積極的に行うこととしている。

以上のように個々の取組みを一体的に整備することにより、町内の福祉施設や観光施設へのアクセス向上、林業従事者においては、所得の向上や森林整備による水資源の確保など、さまざまな恩恵をもたらすことが期待でき、以って本町の施策大綱である「快適な生活環境基盤づくり」を実現できるものである。

（5-2）法第5章の特別の措置を適用して行う事業

道整備交付金を活用する事業

対象となる事業は、以下のとおり事業開始に係る手続き等を完了している。

なお、整備箇所等については、別添の整備箇所を示した図面による。

- ・町道時原由来線：道路法に規定する市町村道に昭和 55 年 3 月 14 日に認定済み
- ・町道小田尾線：道路法に規定する市町村道に昭和 55 年 3 月 14 日に認定済み
- ・町道庵室部落線：道路法に規定する市町村道に昭和 56 年 1 月 12 日に認定済み
- ・町道吐合中村線：道路法に規定する市町村道に昭和 55 年 3 月 14 日に認定済み
- ・町道中郡線：道路法に規定する市町村道に平成 17 年 3 月 18 日に認定済み
- ・町道高木線：道路法に規定する市町村道に平成 17 年 3 月 18 日に認定済み
- ・町道第二立岩線：道路法に規定する市町村道に平成 17 年 3 月 18 日に認定済み
- ・森林管理道早楠線：森林法による緑川地域森林計画（平成 16 年樹立）に路線を記載。
- ・森林管理道洞岳線：森林法による緑川地域森林計画（平成 23 年 4 月樹立予定）に路線を記載。

[施設の種類（事業区域）、事業主体]

- ・町道（美里町）美里町
- ・林道（美里町）熊本県、美里町

[事業期間]

- ・町道（平成 23～27 年度）、林道（23～27 年度）、

[整備量及び事業費]

- ・町道 4.54 km、林道 7.13 km
- ・総事業費 2,292,500 千円（うち交付金 1,146,250 千円）
町道 780,000 千円（うち交付金 390,000 千円）
林道 1,512,500 千円（うち交付金 756,250 千円）

(5-3) その他の事業

道整備交付金を活用する事業以外に本計画を達成するため、以下の事業を一体的に行う。

- ①高齢者の健康づくりやいきがづくりを目的に、町内全域における福祉バスを運行させることにより、福祉施設や温泉施設と連携して高齢者にやさしい環境づくりを図るとともに、医療機関や福祉施設との連携によるデイサービス等介護サービスの充実を図る。（事業所主体）
- ②県立自然公園内にある御坂遊歩道で 11 月にアタック・ザ・日本一（宣言タイムレース）を、また、緑川ダムの補助ダムで 1 月にみどりかわ湖どんと祭りのイベントをそれぞれ開催し、観光客の増加を図る。（各実行委員会主体）
- ③小学校跡地を利用した宿泊施設（元気の森かじか）を利用し、県や NPO 法人と協力しながら、田植えや稲刈りの農業体験や下刈り間伐等の林業体験を通じ都市と山村との交流を図る。（NPO 法人主体）
- ④少子高齢化により、町の人口が年々減少していることから、若者が安心して子育てのできる定住住宅団地の造成を行い、現在の人口（12,000 人）の維持を図る。（美里町主体）
- ⑤地域経済の悪化により雇用率の低下が見られることから、事業者向けの新規創業、新分野進出のためのセミナー、求職者向けには農業技術の確立、第 6 次産業の育成等のセミナーを開催し、また就職説明会の開催など求人情報の発信を行う。（美里町主体）

6 計画期間

平成23年度～27年度

7 目標の達成状況に係る評価に関する事項

4に示す地域再生計画の目標については、美里町定例議会や監査委員により計画終了後必要な調査を行い、状況の把握・評価を行う。

8 地域再生計画の実施に関し当該地方公共団体が必要と認める事項

該当なし